

パブリック・コメント以外で修正した箇所

パブリック・コメントでいただいた意見による修正のほか、条例案を適切で、よりわかりやすい内容にするとともに、条例の文書体裁を整えるため、下記のとおり修正をしました。

項目	No.	修正前	修正後
前文	1	1、2段落目 「島田市は、静岡県ほぼ中央に位置し、周囲を豊かな自然に囲まれている。市の中央を一級河川大井川が流下し、その豊かな水資源により市の産業は着実に発展してきた。江戸時代には、東西交通の要衝として栄え、その後は大井川流域で産出される木材の集散地、さらには茶の一大産地として発展を遂げてきた。」	「島田市は、市の中央部を大井川が流れ、かつてはその流域で産出される木材の集散地として栄え、さらには温暖な気候を生かして茶を栽培し、製茶技術の進歩や茶園の増大により一大生産地となり、それらに関わる産業を中心として着実に発展してきた。」
	2	3段落目 「少子高齢化を伴う人口の減少をはじめ」	「急速な少子高齢化の進展による人口の減少をはじめ」
	3	4段落目 「経済を好転させていく」	「経済状況を好転させていく」
	4	4段落目 「その成長を支援していく」	「その活動を支援していく」
	5	5段落目 「よってここに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な考え方を示すとともに」	「ここに、中小企業・小規模企業の振興を本市の重要な施策として位置付け、これを総合的に推進するとともに」
	6	5段落目 「地域社会の構成員が果たすべきそれぞれの役割を明らかにすることで」	「企業、市、市民等の役割等を明らかにすることで」
	7	5段落目 「もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に資するため」	「本市の持続的な発展を目指すため」
目的	8	第1条 「基本的事項及び中小企業・小規模企業、市等の役割等を定めるこ	「基本理念を定め、市の責務、中小企業・小規模企業等の役割並びに市

		とにより」	民の理解及び協力を明らかにするとともに」
	9	「市内中小企業・小規模企業の振興を図り」	「市の中小企業・小規模企業に関する施策の基本となる事項を定め、これらを総合的かつ計画的に推進し」
	10	「地域経済の発展及び市民生活の向上に資する」	「本市経済の活性化及び市民生活の向上に寄与する」
定義	11	第2条 第1号 中小企業 第2号 小規模企業	第1号に中小企業・小規模企業として定義。
	12	第2条第6号 「労働者が主体となって、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を目的として自主的に組織する団体であって、市内に事務所を有するもの」	第2条第5号 「労働条件の維持改善、労働者の福利厚生その他労働者の地位及び福祉の向上を目的として組織された団体であって、市内に事務所等を有するもの」
	13		第2条第7号に市民の定義を追加。
基本理念	14	第3条第2項 「地域社会において重要な役割を果たしている」	「地域社会において重要な意義を有する」
	15	第3条第3項 「新たな産業の創出のため」	「新たな事業の創出のため」
	16	第3条第4項 「連携の下に行われなければならない」	「相互に連携を図りながら行われなければならない」
市の責務	17	第4条第1項 「施策を立案し、及び実施するものとする」	「施策を策定し、及び実施する責務を有する」
	18	第4条第3項 「国・県及びその他機関」	「国、静岡県、大企業、経済団体、金融機関、労働団体、教育機関その他関係機関」
中小企業・小規模企業の役割	19	第5条第1項 ・「自助努力及び創意工夫」 ・「経営の革新」	・「創意工夫及び自主的な努力」 ・中小企業基本法第2条第2項に定義された用語であることを明記。

	20	第5条第2項 「勤労者福祉及び労働環境の向上」	「労働環境の整備並びに労働者の福祉の向上」
大企業の役割	21	第6条 「中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の向上に果たす役割の重要性を正しく認識し」	「中小企業・小規模企業及び大企業が共に地域経済に発展について重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を行うに当たっては」
教育機関の役割	22	第10条 「中小企業・小規模企業における勤労や職業に係る意識の啓発及び人材の育成を促進する」	「職業に係る意識の啓発を図るとともに、次世代を担う人材の育成を促進する」
市民の理解及び役割	23	第11条第2項 「市内において提供される役務の利用に協力するよう努める」	第12条第2項 「市内において提供される役務を利用することにより、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努める」
基本的施策	24	第12条 ・各号の語尾について	第13条 ・第1項各号の語尾を「～に関すること。」から「～に関する施策」に変更。
	25	第12条第4号 「勤労者福祉及び労働環境の向上」	第13条第1項第4号 「労働環境の整備及び労働者の福祉の向上」
	26	第12条第8号 創業・起業に関する	創業に関する
	27	第12条第9号	第13条第2項に変更。
委任	28	第14条 「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。」	削除
附則	29		施行期日及び委員の任期に係る経過措置を追記。
市の施策への協力	30		第5条第4項及び第6条から第10条までの各条の第2項に規定する市の施策への協力を集約して第11条とした。